

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------	-----	--

適格分割等の別： 適格分割 ・ 適格現物出資

適格分割等の日： 年 月 日

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度 又は連結事業年度	区 分	控 除 余 裕 額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の 控除余裕額	当該法人の 調整国外所得 金額又は個別 調整国外所得 金額	②のうち 分割承継法人 等に移転する 事業に係る 部分の金額	①のうち ないものと される金額	当該法人の 調整後の 控除余裕額	当該法人の 控除限度額 を超える 外国税額	当該法人の 外国の法人税 等の額	⑦のうち 分割承継法人 等に移転する 事業に係る 部分の金額	⑥のうち ないものと される金額	当該法人の 調整後の 控除限度額 を超える 外国税額
		①	②	③	①× ③ ②	①－④	⑥	⑦	⑧	⑥× ⑧ ⑦	⑥－⑨
年 月 日から 年 月 日まで	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
年 月 日から 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
年 月 日から 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
年 月 日から 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
年 月 日から 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

**「適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書」
(第 20 号の 4 様式別表 4) 記載要領**

- 1 この明細書は、政令第 48 条の 13 第 16 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式別表 1 に併せて提出してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 各欄の記載のしかた

当該法人の控除余裕額 ①	この明細書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。
当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表 6(2)）の 16 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表 6 の 2）の 10 の欄の金額
当該法人の控除限度額を超える外国税額 ⑥	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。
当該法人の外国の法人税等の額 ⑦	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表 6(2) の 2)）の 21 の欄の金額を記載します。

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。